

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十五年六月十九日第六号で指定した道路及び平成二十二年八月二十六日第六号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成三十年六月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

取消番号	第三号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの年 月 日	平成三十年 五月十一日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県飯能市大字笠縫百六十六―一、―三、―四、百六十九―一、―二、―三、―四、百七十五―二、二百八十一―二、―四、―八、―九、―十二、―十三、―十六、二百八十一―三の各一部及び百六十六―一、―三、―四、百六十九―一、―二、―三、―四、百七十五―二、二百八十一―二、―四、―八、―九、―十二、―十三、―十六、二百八十一―三の各先
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	六十八・八 十九・〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇六・〇 四・〇